入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、境港管理組合会計規則（昭和 39 年境港管理組合規則第１号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）業務の名称及び予定数量

令和６年度船舶給水業務（単価契約）

予定数量（作業従事時間）は、別添「船舶給水業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の４の（４）のとおりであるが、過年度の実績等をもとに見積もったものであって、実際の数量は増減することがある。

（２）業務の仕様

船舶給水業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務の期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和３年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「建物等の保守管理」に登録されている者であること。

（３）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（４）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。

（５）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）　までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

３　契約担当部局

境港管理組合　総務課

４ 入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒684-0004　鳥取県境港市大正町 215　みなとさかい交流館３階

境港管理組合総務課　　電話 0859-42-3705　電子メール sakai-port@pref.tottori.lg.jp

（２）入札説明書等の交付方法

入札説明書は、境港管理組合ホームページ（https://sakai-port.com/ ）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和６年３月５日（火）から同月 21 日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（１）に同じ

（3）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア　入札及び開札日時

令和６年３月 26 日（火）午前 10 時 10 分即時開札。

ただし、郵便等による入札書の受領期限は、 同月 25 日（月）午後５時とする。

イ　場所

境港管理組合入札室（鳥取県境港市大正町 215　みなとさかい交流館３階）

5　入札に関する問合せの取扱い

（1）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第１号）を作成し、電子メールにより４の（1）の場所に令和６年３月 18 日（月）午後４時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（2）疑義に対する回答

（１）の質問については、令和６年３月 19 日（火）午後５時までに境港管理組合ホームページ（https://sakai-port.com/ ）でまとめて閲覧に供する。

6　入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認書（様式第２号）を作成し、４の（1）の場所に令和６年３月 21 日（木）午後５時までに郵便等又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）（1）の書類の提出に係る費用は、提出者の負担とする。

7　資格審査について

（1）６の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和６年３月 22 日（金）までに通知する。

（2）（1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、境港管理組合港湾管理委員会事務局長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和６年３月 25 日（月）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（3）（2）により説明を求められた場合、境港管理組合港湾管理委員会事務局長は、説明を求めた者に対して令和６年３月 27 日（水）までに書面により回答する。

8　入札条件

（1）入札は、入札書（様式第３号）による。

（2）入札書には、入札者名及び入札金額を記入すること。

（3）本件調達による契約は単価契約とするので、入札書に記載する金額は、業務に係る作業従事時間１時間あたりの金額を記載すること。また、入札金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（4）入札書は、第１回目、第２回目、第３回目の入札書を、それぞれ「入札書」と明記した別々の封筒に入れ、密封した上で、「第１回」、「第２回」、「第３回」と回数を明記し、業務の名称及び入札者名を記載して提出すること。

なお、第２回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札として無効とする。

（5）入札者は、入札書の記載事項のうち、入札金額について改めることができない。
（6）入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
（7）入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第４号）を４の（1）の場所に提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
（8）再度入札は２回とする。（初度入札を含めて３回とする。）
（9）再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
(10) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
(11) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

9　入札保証金及び契約保証金
（1）入札保証金
入札保証金は免除する。
（2）契約保証金
落札者は、契約保証金として入札金額に予定数量（作業従事時間）を乗じて得た額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「支払予定総額」という。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 90 条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、会計規則第 89 条第３項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10　入札の無効条件
次に掲げる入札は無効とする。
（1）本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
（2）入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
（3）事前提出物を提出していない者のした入札
（4）他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者のした入札
（5）委任状のない代理人のした入札。
（6）入札に際し、不正の行為があった者のした入札
（7）入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
（8）入札書を鉛筆で記載した入札
（9）政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
(10) １案件に対し、入札書を２通以上提出した入札

11　落札者の決定方法
本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 104 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。
なお、最低価格者が複数いる場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。くじ抽選は、別紙「くじ抽選の方法について」に基づいて行う。

12　契約書作成の要否
要

13　手続における交渉の有無
無

14　その他
（1）入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書（様式第５号）を提出すること。

（2）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（3）本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

（4）契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として、支払予定総額の 10 分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部又は島根県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、下請等させること。

（5）９の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第６号）を、４の（1）の場所に提出すること。

（6）仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更することがある。

（7）境港管理組合議会令和６年３月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。